

5. オランダ王国

5-1 概要

5-1-1 森林の概況

オランダの国土面積は 415 万 ha であるが、2015 年時点の森林面積は 38 万 ha で、国土面積の 11% を占める¹。オランダでは古くから森林の開発が進み、19 世紀初頭には全国の森林面積は 7 万 ha (国土面積の 2%) まで減少し、その後、植林によって現在の面積まで回復した²。もっとも分布面積の広い樹種はヨーロッパアカマツ (*Pinus sylvestris*) であり、全森林の 35-40% を占める。また木材生産のために植林された他の針葉樹種 (*Pseudotsuga menziesii*, *Larix* spp., *Picea* spp. and *Pinus* spp.) も面積の 25% を占める。広葉樹は、薪炭として使われてきたヨーロッパオーク (*Quercus robur* と *Q. petraea*) や、ヨーロッパブナ (*Fagus sylvatica*)、干拓地に植えられたポプラ (*Populus*) やヤナギ (*Salix* spp.) などが生育する。多くの森林は若く、2000 年時点で林齢が 100 年を超す森林は全体の 11% に過ぎなかった。

オランダの森林面積の 2/3 は、国家森林サービスや他の国家機関、多くの保護団体によって管理されており、残りの 1/3 が私有林となっている³。現在は、森林の多くは木材生産目的ではなく、レクリエーションなど他の目的のために所有されている⁴。

なお、2019 年には、2030 年までに 1990 年比で CO₂ 排出量を 49% 削減させるための国家気候合意 (National Climate Agreement) が連立政権および内閣から発表された。その詳細が協議されている中で、建築セクターでさらに (国産) 木材を使うために国内で植林を進めていくことに対して政府予算を配分することが提案されている⁵。

5-1-2 林業・林産業の概況

オランダでの国内の丸太生産は主に、国家森林サービス、防衛省、運輸省などによって行

¹ FAO (2015) Global Forest Resources Assessment 2015. Institute for Forestry, Forest Products and Services, Probos, Royal VNP Netherlands' Paper and Board Association, Royal VVNH Netherlands' Timber Trade Association, Nature and Food Quality Ministry of Agriculture, and Ministry of Infrastructure and Water Management. 2018. "The Netherlands National Market Report 2018." In THE 76th SESSION OF THE UNECE COMMITTEE ON FORESTS AND FOREST INDUSTRY 5-9 NOVEMBER 2018 VANCOUVER, CANADA.

² Mohren, G.M.J., and Floor Vodde (2006) "Forests and Forestry in the Netherlands." In Forests and Forestry in European Union Countries, edited by A. Arkuszewska, 334-52. Warsaw: The State Forest Information Centre and the For. Research Ins.

³ Country Report of the Netherlands on Illegal Logging and the Trade in Illegal Forest Products. <http://www.unece.org/fileadmin/DAM/timber/docs/sem/2004-1/full_reports/Netherlands.pdf>

⁴ Mohren and Vodde (2006) 前掲

⁵ The Netherlands National Market Report 2019. <<https://www.unece.org/fileadmin/DAM/timber/country-info/statements/netherlands2019.pdf>>

われている。私有林については、その約 56%は 0.5-5 ha の小面積のものである。1,500 事業者は 5 ha 以上の森林を擁し、12 事業者のみが 500 ha 以上の森林を所有している。私有林所有者協会が全国で 3-4 団体存在する（NVWA⁶ 2019 年ヒアリング）。

⁶ オランダ食糧・消費者製品安全局。5-4-2 (1)参照。

5-2 木材需給の状況

5-2-1 国内の木材供給

EU 統計局のデータ⁷によれば、2018年のオランダの丸太生産量は315万m³で、このうち薪炭材が76% (238万m³)を占め、産業用丸太生産量は77万m³であった。これは2018年のEU28ヶ国の産業用丸太生産量3,875万m³の2%前後を占めた。産業用丸太の内訳は、製材・単板用材が29万m³ (Probos⁸の報告によれば、針葉樹19万m³、広葉樹10万m³)、パルプ用材が46万m³ (針葉樹30万m³、広葉樹19万m³)、その他2万m³であった。

オランダ国内の産業用丸太の生産量は過去10年間ほとんど変化していないが、薪炭材生産量は2009-2014年に30万m³程度であったのが、2014-2016年の期間に急増し、以後200万m³台の生産量となっている。またEU統計局のデータによれば、2017年の製材品生産量は14万m³、木質パネル生産量は3万m³であった。

5-2-2 木材・木材製品の輸入

オランダのロッテダム、ベルギーのアントウェルペン (=アントワープ)、ドイツのハンブルグは北部ヨーロッパの主要港であり、多くの木材・木材製品がこれらの港を通してEU域内に輸入されている。しかし3ヶ国におけるEUTRの執行強化とともに、最近ではEUTRの規制が緩いクロアチア、イタリア、スペインなどからの輸入も増えていると言われている (Control Union 社⁹2019年ヒアリング)。

また現在は丸太ではなく、木材製品の輸入が大半である (オランダ木材輸入協会: VVNH 2019年ヒアリング)。EUでは現在、原木の輸入は推奨されていない。発展途上で付加価値産業を育成させるためであり、米材に関しては害虫の侵入を抑えるためである (D社 2019年ヒアリング)。サプライチェーンはしばしば複雑であり、例えばスウェーデン、ノルウェー、アフリカなどの原木が中国に輸出されて合板に加工され、さらにインドからのMDFと合わせて中国国内で家具が製造され、EUに輸出されているケースもある (Control Union 社 2019年ヒアリング)。一方で、コンゴ共和国やコンゴ民主共和国などで伐採され、インドネシアに輸出され加工された木材が、FLEGT ライセンス材としてEUに輸出されている可能性もあるのではないかという指摘もある (Control Union 社 2019年ヒアリング)。持続可能な貿易イニシアチブ (2019)¹⁰によれば、2018年のオランダの熱帯諸国 (ITTO 加盟生産国)

⁷ EUROSTAT<<https://appsso.eurostat.ec.europa.eu/nui/submitViewTableAction.do>>

⁸ The Netherlands National Market Report 2019. 前掲

⁹ EUTRの監視団体の一つ。5-4-2(2)参照。

¹⁰ IDH (2019) Unlocking Sustainable Tropical Timber Market Growth through Data.

<http://probos.nl/images/pdf/rapporten/IDH-Unlocking-sust-tropical-timber-market-growth-through-data.pdf>>

からの木材・木材製品輸入量（丸太、製材品、合板、単板を単純合計した量）はEU28ヶ国の中で3番目に多い18.9万トンであった。そのうち製材品が87%を占めた。産地国ではマレーシア、ブラジル¹¹、インドネシアからの輸入量が多かった。

表 5.1 EU28ヶ国の ITTO 加盟生産国からの 2018 年木材・木材製品輸入量 (ton)

Country	Sawnwood	Veneer	Plywood	Round-wood	Total
Belgium	282,000	4,500	21,500	31,000	339,000
France	129,500	49,000	4,500	32,000	215,000
The Netherlands	164,500	3,000	20,000	2,000	189,000
Italy	8,500	32,500	13,500	10,000	135,000
United Kingdom	60,500	0	43,500	2,500	106,000
Germany	63,000	3,000	22,500	500	89,000
Spain	39,000	19,500	500	2,000	61,000
Other	76,500	20,000	5,000	22,000	124,000
Total EU28	894,000	131,500	130,500	102,000	1,258,000

出典：持続可能な貿易イニシアチブ（2019）¹²

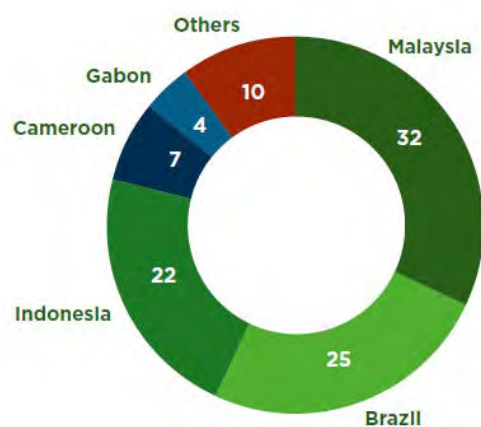


図 5.1 2018 年のオランダの ITTO 加盟生産国からの輸入量の産地国別シェア (%)

※第三国で加工されて輸入されている分については含まれていない

出典：持続可能な貿易イニシアチブ（2019）¹³

¹¹ ブラジルからの輸入量が2018年に多かったのは2017年分の出荷遅れという特殊な事情によるもので、通常の年は上位の輸入先ではない（IDH 2019）。

¹² IDH (2019) 前掲

¹³ IDH (2019) 前掲

(1) 丸太

UN Comtrade¹⁴のデータによれば、2017年のオランダの丸太（HSコード4403）輸入額は1.3億USDであった。このうちEU域内からの輸入は98%であった。主な輸入先はベルギー（2017年：3751万USD）で、近年ドイツ（2957万USD）、スウェーデン（2073万USD）、フランス（892万USD）からも増加している。2000年代前半までは、カメルーン、ガボンからの輸入額が多かったが、現在はほぼゼロとなっている。持続可能な貿易イニシアチブ(2019)¹⁵によれば、2018年のITTO加盟生産国からの丸太輸入量は2,000トンであった。

FAOSTAT¹⁶によれば、2017年のオランダの熱帯材丸太輸入額は1358万USD（1.8万m³）で、アフリカ諸国から直接輸入するのではなく、ベルギーやドイツなどを介して輸入するように変化していた。ベルギーからの熱帯材丸太輸入額は2010年代以降増加し、2017年には1,318万USDで、ベルギーからの丸太輸入額の41%を占めていた。持続可能な貿易イニシアチブ(2019)¹⁷によれば、2018年のベルギーのITTO加盟生産国からの丸太輸入量は3.1万トンで、EU全体の輸入量の31%を占めていた。

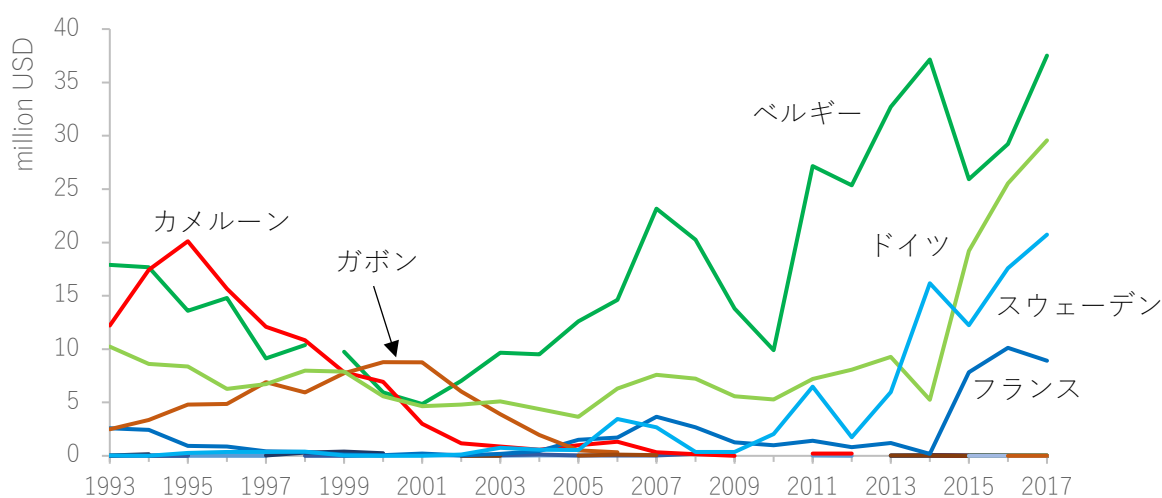


図 5.2 オランダの主な輸入先別丸太（HSコード4403）輸入額

出典：Comtrade より作成

¹⁴ UN Comtrade <<https://comtrade.un.org/>>

¹⁵ IDH (2019) 前掲

¹⁶ <http://www.fao.org/faostat/en/#data/FT>

¹⁷ IDH (2019) 前掲

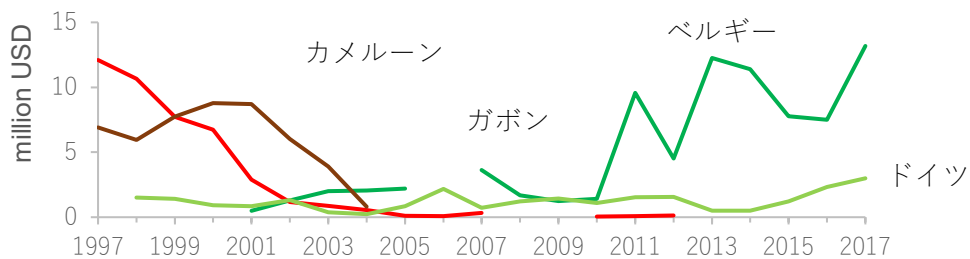


図 5.3 オランダの主な輸入先別熱帯材丸太輸入額

出典：FAOSTAT より作成

(2) 製材品

2017年のオランダの製材品（HSコード4407）輸入額は10.7億USDで、EU域内からの輸入が72%を占めた。主な輸入先はドイツ（2.1億USD）、スウェーデン（1.9億USD）、ベルギー（1.1億USD）であった。2000年代後半にはマレーシア（ピーク時に2億USD）、ブラジル（ピーク時に0.8億USD）、カメルーン（ピーク時に0.5億USD）などの熱帯諸国からの輸入額も多かったが、現在は減少している。また90年代はフィンランドからの輸入額も2億USDを超えていたが、現在は減少している。

持続可能な貿易イニシアチブ(2019)¹⁸によれば、2018年のオランダのITTO加盟生産国からの製材品輸入量は16.5万トンで、EU28ヶ国の中ではベルギー（28.2万トン）に次いで多かった。また熱帯材丸太と同様にベルギー経由でオランダに輸入されている熱帯材製材品も相当量ある可能性がある。

¹⁸ IDH (2019) 前掲

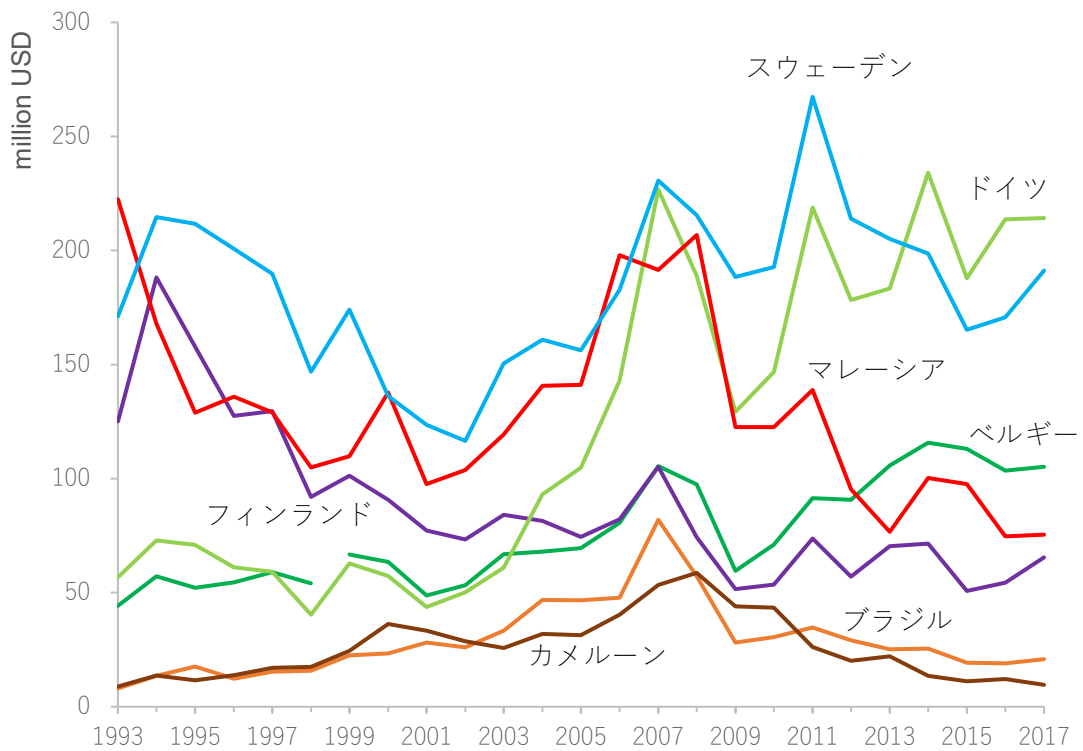


図 5.4 オランダの主な輸入先別製材品 (HS コード 4407) 輸入額

(3) 合板

2017年のオランダの合板 (HS コード 4412) 輸入額は 4.0 億 USD で、EU 域内からの輸入が 69%を占めた。主な輸入先はフランス (5359 万 USD)、ベルギー (4513 万 USD)、フィンランド (3440 万 USD) である。90年代には米国とインドネシア、2003~2009年には中国からの輸入額が 4000 万 USD 近くまで増加したが、現在は減少している (2017 年、1604 万 USD)。NVWA によれば、近年合法性の確認が難しいなどの理由で中国からの合板輸入を停止したり、FSC 認証材に転換したりした事業者が多いとのことであった (2019 年ヒアリング)。

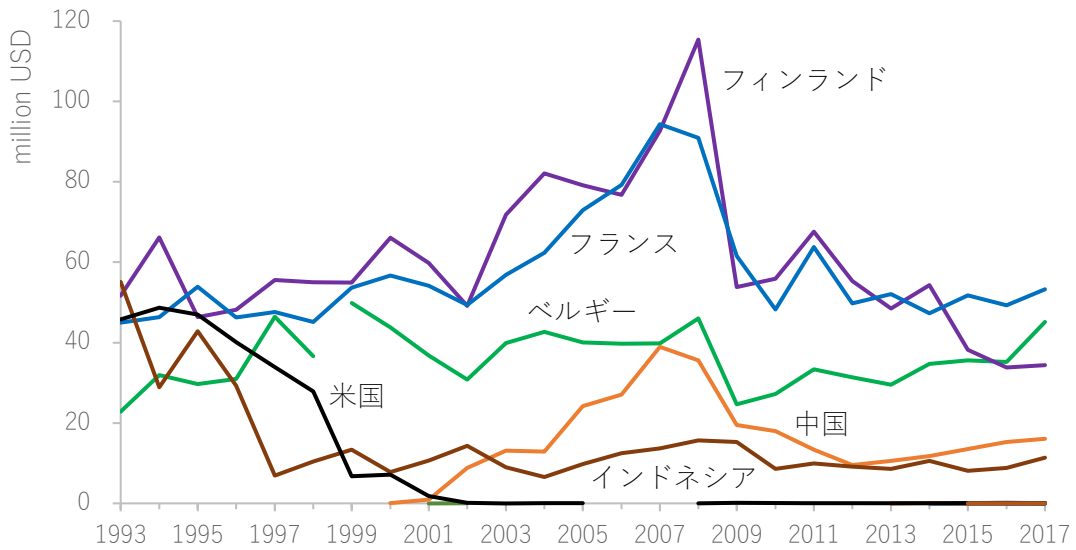


図 5.5 オランダの主な輸入先別合板（HS コード 4412）輸入額

(4) 木質チップ

2017年の木質チップ（HSコード4401）の輸入額は1.2億USDで、EU域内からの輸入が97%を占めた。主な輸入先はドイツ、ベルギーであった。2008～2014年頃はカナダ、アメリカからの輸入額が多かったが、現在はほとんどなくなった。

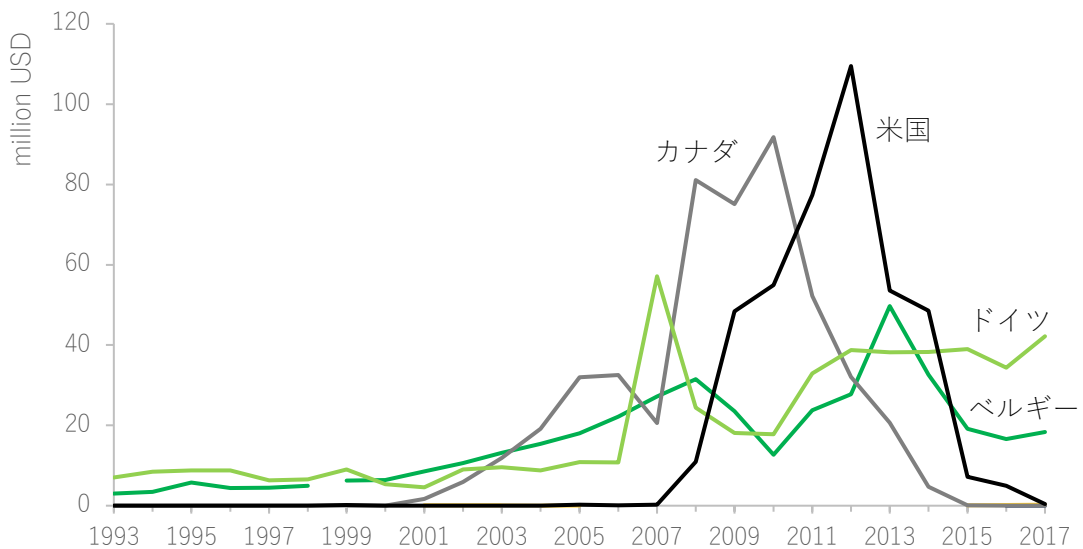


図 5.6 オランダの主な輸入先別木質チップ（HSコード4401）輸入額

(5) 木製家具

2017年のオランダの木製・ラタン製家具（HSコード940330、940340、940350、940360）

の輸入額は19.4億USDで、EU域内からの輸入が78%を占めた。主な輸入先はドイツ（5.5億USD）、ベルギー（2.8億USD）、ポーランド（1.6億USD）、中国（1.2億USD）であった。2005～2008年頃にはインドネシアからの輸入額も1.3億USD近くに達していたが、現在は減少している。

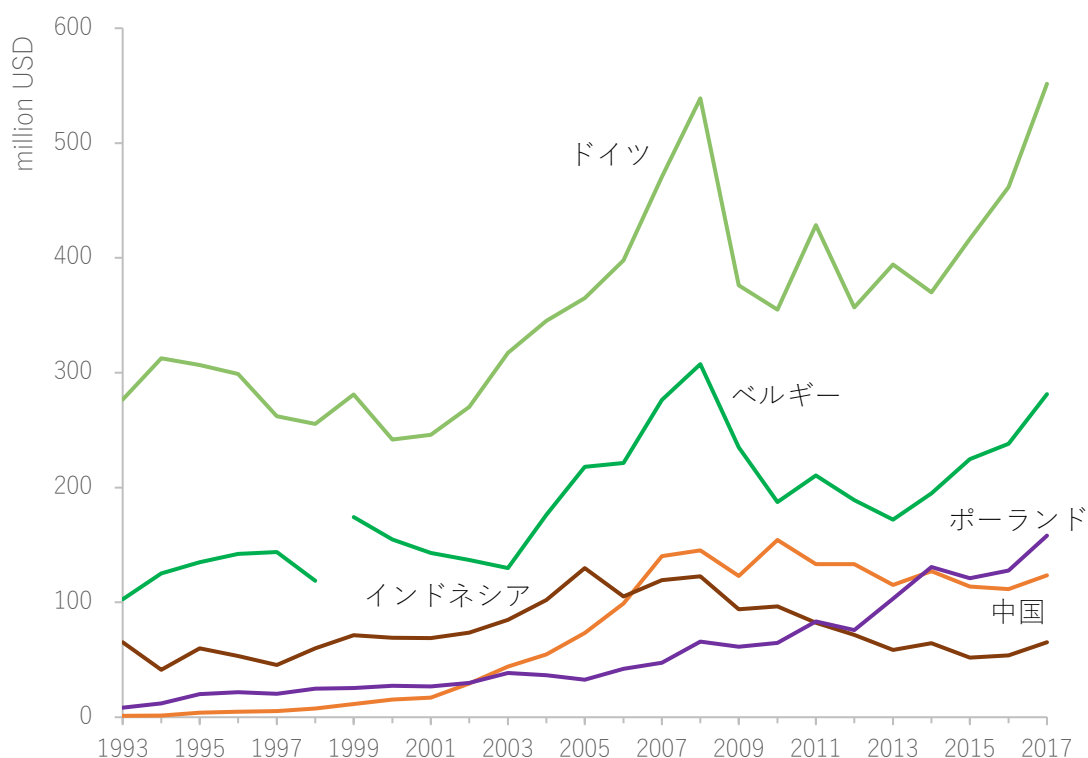


図 5.7 オランダの主な輸入先別木製・ラタン製家具 (HS コード 940330、940340、940350、940360) 輸入額

5-2-3 木材・木材製品の輸出

オランダはEU域内、主にベルギー、ドイツ、イギリスに対して木材・木材製品の輸出も行っている。

(1) 原木

UN Comtrade のデータによれば、2017年のオランダの原木輸出額は1.4億USDで輸入額とほぼ同量で、96%がEU域内に輸出されていた。主な輸出先はベルギー（3230万USD）、ドイツ（1647万USD）であった。Probos から国連欧州経済委員会（UNECE）になされた報

告¹⁹によれば、2018年にオランダ国内で伐採された産業用丸太77万m³の半分以上の量は輸出に回され、その約75%はパルプ用材であった。

またFAOSTATによれば、2017年のオランダからの熱帯材丸太輸出額は353万USDで、ドイツ(139万USD)、ベルギー(124万USD)、イギリス(107万USD)などへ輸出されていた²⁰。これらはEUの近隣諸国がオランダを経由して熱帯材丸太を輸入したものと考えられるが、前述のオランダの熱帯材丸太輸入額の26%相当の額であり、オランダがベルギーなどEU内の他国を経由して輸入した量に比べれば少ないと言える。

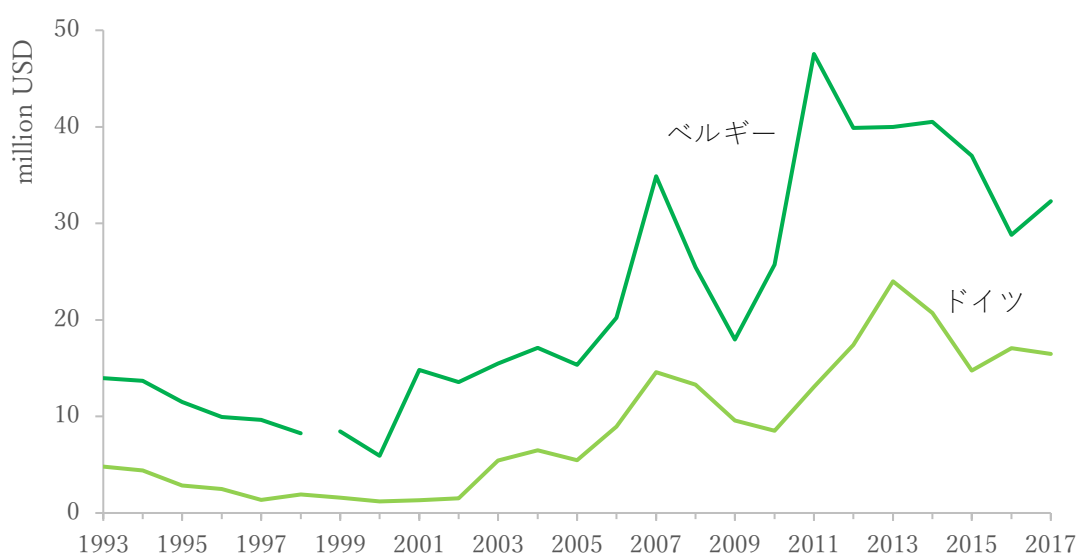


図 5.8 オランダの主な輸出先別の丸太 (HS コード 4403) 輸出額

(2) 製材品

UN Comtrade のデータによれば、2017年のオランダの製材品輸出額は2.7億USDで、8.0億USDの輸入超過であった。輸出先の72%はEU域内で、主な輸出先はベルギー、ドイツ、イギリスであった。

¹⁹ Country Report of the Netherlands on Illegal Logging and the Trade in Illegal Forest Products 前掲

²⁰ 3ヶ国からの総輸入額が、総輸入額を超過しているが、理由は不明。

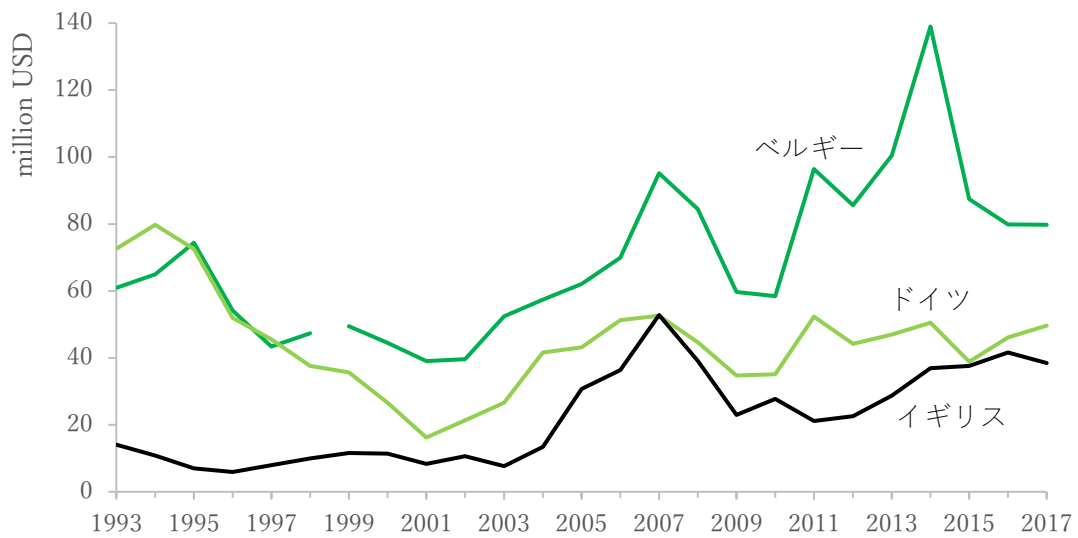


図 5.9 オランダの主な輸出先別の製材品（HS コード 4407）輸出額

(3) 合板

2017年の合板輸出額は0.8億USDで、3.2億USDの輸入超過であった。主な輸出先はベルギー、ドイツ、フランスで、2013年からはイギリス向けの輸出も多い。

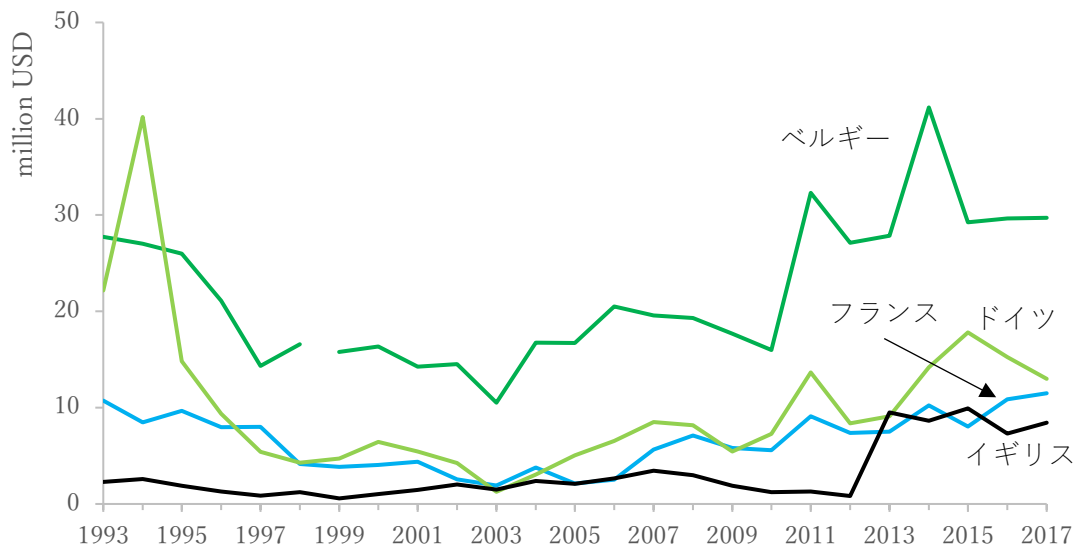


図 5.10 オランダの主な輸出先別の合板（HS コード 4412）輸出額

(4) 木質チップ

2017年のオランダの木質チップ輸出額は1.4億USDで、0.2億USDの輸出超過であった。2000年代後半以降急増しており、主な輸出先はベルギー、ドイツ、イギリスである。

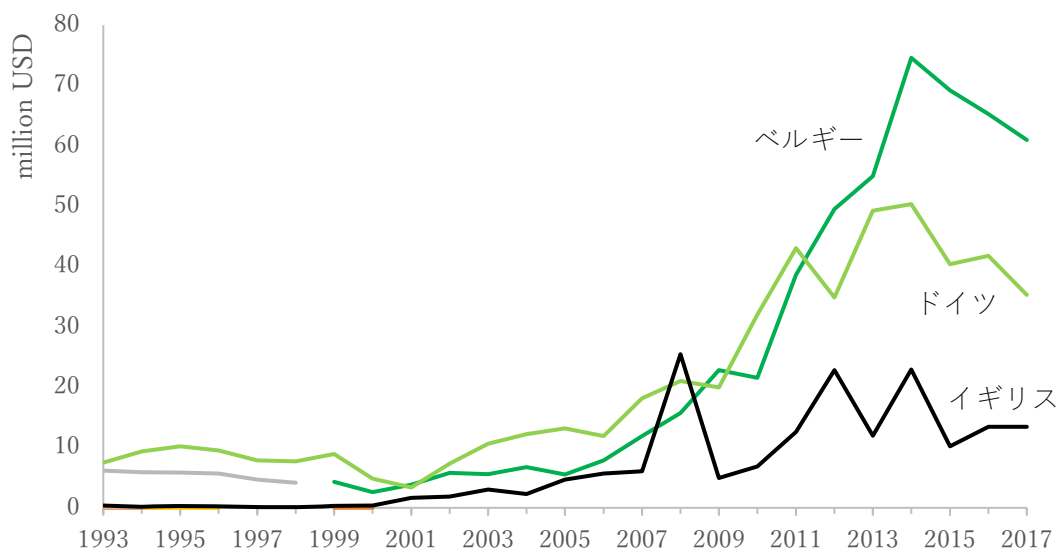


図 5.11 オランダの主な輸出先別の木質チップ (HS コード 4401) 輸出額

(5) 木製家具

2017年のオランダの木製・ラタン製家具 (HS コード 940330、940340、940350、940360) 輸出額は 12.2 億 USD で、7.2 億 USD の輸入超過であった。主な輸出先はベルギー、ドイツ、フランス、イギリスであった。

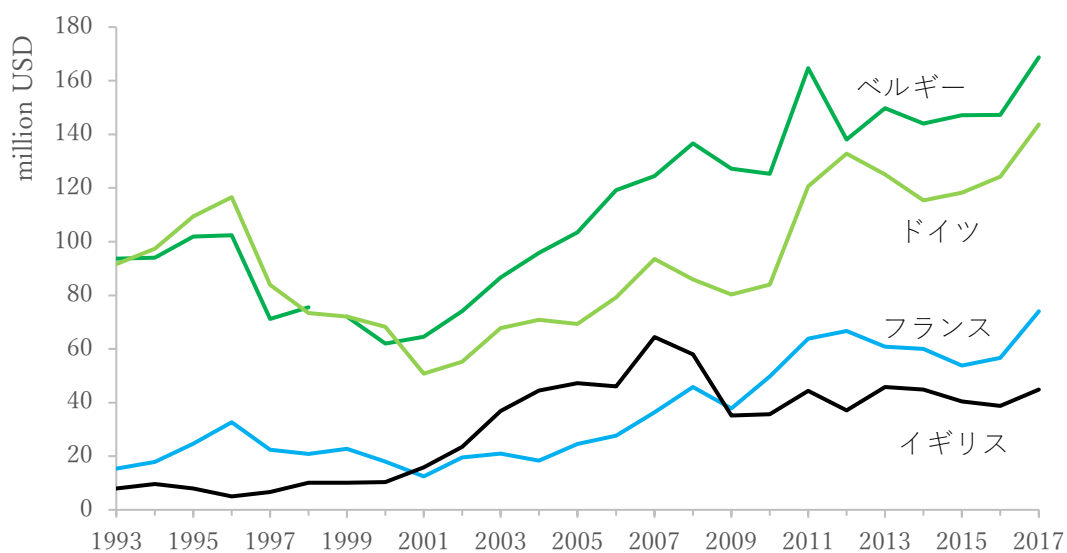


図 5.12 オランダの主な輸出先別の木製・ラタン製家具 (HS コード 940330、940340、940350、940360) 輸出額

5-2-4 森林認証システムの活用状況

2019年現在、オランダのFSC認証林は合計167,995ha（全森林面積の44%）、CoC認証取得事業者は1,226事業者であった²¹。一方、PEFC認証林は3,240ha（全森林面積の1%）、CoC認証取得事業者は471事業者であった²²。私有林ではグループ認証も受けている²³。

オランダ政府は、EUの中でも早い2004年に木材調達政策を導入した。2008年に持続的調達方針を策定し、中央政府は2010年まで、地方政府は2015年まで、すべての木材を持続可能な資源から調達する目標を立てた²⁴。持続的に生産された木材の基準として、木材調達アセスメント委員会（Timber Procurement Assessment Committee：TPAC）によってオランダ木材調達基準²⁵が2008年に策定された。TPACは木材調達アセスメントシステム（Timber Procurement Assessment System: TPAS²⁶）に基づき、調達された木材が持続的に管理された森林から生産されたかを評価し、オランダの環境インフラ・水管理省が最終的な判断を行う。TPACでは2016年時点ではFSCとPEFC（MTCSを含む）のみをその基準を満たすと評価している²⁷。

また2017年には、オランダ政府、家具業界団体、建築業界団体、紙業界団体などオランダ国内の23団体が持続可能な森林管理を促進するという宣言（Bevorderen Duurzaam Bosbeheer）に署名を行った²⁸。その達成のため、2020年末までには民需・官需を問わず認証材（FSCまたはPEFC）のみを輸入することが目標とされている。

これらのEUTR導入以前から始まった取組の結果、オランダではEUの中でも最も認証材の普及が進んでいる。オランダでは2004年の木材調達政策の導入以来、インフラ・環境

²¹ FSC ウェブページ <<https://fsc.org/en/page/facts-figures>>

²² SGEC/PEFC ウェブページ <<https://sgec-pefc.jp/pefc%E3%81%A8%E3%81%AF/%E5%9B%BD%E5%88%A5%E8%AA%8D%E8%A8%BC%E5%AE%9F%E7%B8%BE/>>

²³ Country Report of the Netherlands on Illegal Logging and the Trade in Illegal Forest Products. 前掲

²⁴ Institute for Forestry, Forest Products and Services, Probos, Royal VNP Netherlands' Paper and Board Association, Royal VVNH Netherlands' Timber Trade Association, Nature and Food Quality Ministry of Agriculture, and Ministry of Infrastructure and Water Management (2018) "The Netherlands National Market Report 2018." In THE 76th SESSION OF THE UNECE COMMITTEE ON FORESTS AND FOREST INDUSTRY 5-9 NOVEMBER 2018 VANCOUVER, CANADA.

²⁵ TPAC (2008) Dutch Procurement Criteria for Timber <<https://www.tpac.smk.nl/Public/TPAC%20Assessments%20results/Dutch%20Timber%20Procurement%20Criteria.pdf>>

²⁶ <https://www.tpac.smk.nl/32/home.html>

²⁷ Oldenburger, Jan, Fons Voncken, Penninkhof Joyce, Mark Van Benthem, and Joyce Penninkhof. 2016. "Duurzaam Geproduceerd Hout Op de Nederlandse Markt in 2015 (Sustainably Produced Timber on the Dutch Market in 2015)."

²⁸ <https://www.unece.org/fileadmin/DAM/timber/country-info/statements/netherlands2019.pdf>

省の委託事業で、2005、2008、2011、2013、2015、2017年に国内での認証材普及状況のモニタリング調査が行われている²⁹。この調査は、オランダ木材貿易協会、(VVNH)、オランダ木材製造協会、梱包・パレット製造業境界、オランダ紙・ボード製造業協会を通じ、それらの加盟事業者などから、丸太、製材品、木質パネル、パルプ、紙・ボード類の輸入・輸出量と、そのうちの認証材の量を集計している。2017年に輸入された約190万m³の製材品、木質パネルのうち、認証製品は91.9%を占めた。針葉樹、木質パネルでの割合は98.4%、93.5%であった一方、熱帯樹種の製材品については66.1%、温帯広葉樹の製材品については46.6%であった³⁰。また紙については古紙を除いた原料のうち75.8%が認証材であった。EUの認証熱帯材輸入量総量におけるオランダのシェアは2017年時点で35%と推定されており、EU最大の輸入国となっている³¹。

²⁹ Oldenburger et al. (2016) 前掲

³⁰ <https://www.duurzaam-ondernemen.nl/vvnh-aandeel-duurzaam-geproduceerd-hout-stijgt-door-in-2017/>

³¹ IDH (2019) 前掲

5-3 木材の生産・流通に関する法令等

5-3-1 国内の森林伐採に関する法令等

オランダ国内での森林伐採は、2017年に制定された自然保護法（Wet natuurbescherming）や、関連する環境法、州や地方自治体の規則に規定される。自然保護法は、旧自然保護法（Natuurbeschermingswet）、森林法（Boswet）、動植物法（Flora- en Faunawet）と置き換えて制定された。その成立以前は森林法が森林伐採の規則法となっていた。森林法は1917年に初めて制定され、1922年、1962年に修正された。旧自然保護法は1968年に制定され、1998年に修正された。動植物法は、それまであった鳥類法、狩猟法、絶滅危惧・外来動物種法、自然保護法の一部を置き換えて、2002年に制定された³²。

5-3-2 森林の所有・利用権取得に関する法的手順

1928年制定の不動産法により、25年以上維持する所有者には税制上の優遇措置が与えられる。その対象となった森林では伐採を行うことはできない。1995年時点では、全国で7万haの森林がその対象となっている³³。

5-3-3 伐採の際の法的手順

森林法（～2017年）または自然保護法（2017年～）によれば、伐採は報告義務があり、伐採から3年以内に再植林しなくてはならない。ただし Natura 2000（EUの自然保護地域のネットワーク）の地域では再植林の義務は免除される。また最大伐採面積は5haと規定されている。なお、実際には多くの伐採面積は1ha以下に過ぎない。自然保護法はまた、保全地域、保護種について規定をしている³⁴。

5-3-4 森林の伐採の合法性が確認できる書類の事例（証明システム）及びその発行条件

国家森林サービス、州や地方自治体、多くの土地所有保全基金は国内の森林の多くをモニタリングしており、違法伐採はほとんど生じていないと考えられている³⁵。

³² Mohren and Vodde (2006) 前掲

³³ Mohren and Vodde (2006) 前掲

³⁴ Mohren and Vodde (2006) 前掲

³⁵ Mohren and Vodde (2006) 前掲

5-4 EU 木材規則の実施

5-4-1 EU 木材規則のための国内法令

オランダにおける EU 木材規則の実施は、2012 年 12 月 7 日になされた EU 木材規則を実施する政府決定（Besluit van 7 december 2012, houdende voorschriften ter uitvoering van verordening (EU) nr. 995/2010）に基づく。この決定は全 6 条からなる短いもので、以下の内容を含む。

- EU 木材規則（Regulation (EU) No 995/2010）およびその実施規則（Implementing Regulation (EU) No 607/2012）が適用される（第 1～3 条）。
- CA はオランダ食糧・消費者製品安全局（Netherlands Food and Consumer Product Safety Authority / Nederlandse Voedsel- en Warenautoriteit: NVWA）とする（第 4 条）
- この決定は 2013 年から発効される（第 5 条）。
- この決定は EU 木材規則施行令（Besluit uitvoering Europese houtverordening）と呼ばれる（第 6 条）。

この政府決定の根拠は 2002 年制定の動植物法（Flora- en Faunawet）第 18 条に基づく。前述のように動植物法は 2017 年に自然保護法に置き換えられた法律で、以下の内容を含む。

- 保護動植物の捕獲、殺傷、輸送、販売、外来種の持ち込みなどの禁止（第 8～16 条）
- 欧州理事会の決定や他の国際的義務に従い、第 8～16 条で言及されている禁止事項を修正できる（第 18 条）

また EU 木材規則（＝動植物法第 8～第 16 条）に違反した場合の罰則は、2015 年施行の経済犯罪法（Wet op de economische delicten Bwb-id: BWBR0002063）が根拠とされた。

5-4-2 EU 木材規則実施のための執行体制

(1) EU 木材規則管轄官庁

オランダの管轄官庁は、オランダ食糧・消費者製品安全局（Netherlands Food and Consumer Product Safety Authority / Nederlandse Voedsel- en Warenautoriteit : NVWA）が担っている（EU 木材規則施行令第 6 条）。NVWA の EUTR 担当官は 3 人の常勤スタッフで、それぞれ政策、FLEGT、検査チームを担当している。実際に検査を行うのは 9～10 人の非常勤の検査官で、彼らは EUTR 専属ではなく、他に動植物の CITES、動物愛護なども担当している（NVWA 2019 年ヒアリング）。2017 年時点では EUTR の実施と執行のための年間予算は 37 万ユーロであった。

NVWA はこれまで輸入事業者（オペレーター）のみを対象として検査を実施してきており、国産材の事業者（オペレーター）や、EU 域内のみの取引業者（トレーダー）について

の検査は行われていない（NVWA 2019 年ヒアリング）。

輸入事業者に対する検査は以下の手順で行われる。

① 税関からの船荷データの取得

NVWA は税関と MOU を結んであり、4 半期ごと、また必要に応じて、木材・木材製品輸入業者の船荷ごとの税関申告書（Custom Declaration）の EXCEL データ提供を受ける（NVWA 2019 年ヒアリング）。

② 検査の対象国の選定と、分析に基づく評価基準の設定

NVWA は毎年ターゲットとなる輸入先の国を決め、その国の法や制度、施行状況を分析し、EUTR の遵守に関する検査の際の評価基準を設定する。これまでのターゲット国は、スリナム、インド、ベトナム、ガボン、カメルーン、ブラジル、ウクライナ、ロシア、ミャンマー、中国であった。なお、ガボンやコートジボアールのように情報が乏しい国は評価基準の設定が難しいということであった（NVWA 2019 年ヒアリング）。

EU 各国の管轄官庁は情報交換を密に行っているとはいえ、EU 域外からの木材製品について、どこまで情報収集を行えば、違法伐採由来の木材が混入されているリスクが十分に低減されたと言えるかの評価基準は加盟国の管轄官庁間で多少異なることがある。オランダ木材貿易協会（VVNH）によれば、ミャンマーからの木材輸入に関し、EU 内でもスウェーデン、デンマークなどの管轄官庁は現時点では合法的に伐採されたことを確認できる手段はないとして全面的に輸入を認めていないが、オランダでは現在でも完全に禁止されているわけではなく、ミャンマーからの輸入に関しどのような情報の確認を行えば十分にリスクが低減できると言えるか、議論がなされているところである（2019 年ヒアリング）。またベルギーの事業者である D 社によれば、ベルギーの監督官庁³⁶も 2017 年からミャンマーからの木材輸入を認めない方針を取っている一方、イタリアの管轄官庁は現在でも、ミャンマーの関係書類をそろえれば EUTR の基準を満たしていると言えるという認識を示しており、イタリアの事業者は現在でもミャンマーチークの輸入が可能となっているとのことであった（2019 年ヒアリング）。

③ 検査対象の船荷の選定

NVWA は、税関のデータから、ターゲット国からの輸入量・金額が多い事業者（オペレーター）を 20 事業者程度選定し、検査を行う船荷を選定する。事業者に対しては、税関申

³⁶ 連邦健康、フードチェーンの安全性及び環境局（Federal Public Service (FPS) Health, Food Chain Safety and Environment）

告時に提出される原産地証明書の番号をもとに問い合わせを行う（C社 2019年ヒアリング）。NVWAによれば、この方法はEUでは一般的とのことであった（2019年ヒアリング）。

また他国の管轄官庁からの情報に基づいて検査を行うこともある。他国（例：ベルギー）の港経由で木材輸入を行っているオランダの事業者（オペレーター）の場合、他国の税関が税関申告データをその国の管轄官庁に報告し、さらにその国の管轄官庁がオランダの管轄官庁（NVWA）にデータを提供し、これに基づいてNVWAが検査を行う。NVWAによれば、将来的には各国の税関に対し、NVWAが直接データを請求できるのが望ましいと考えている（2019年ヒアリング）。

またオランダでは、Green Peace、EIA、EarthSight、WWFなどのNGOが違法伐採問題について活発に取り組んでいるが、これらのNGOから指摘のあった事業者に対して検査を行うこともある（NVWA 2019年ヒアリング）。実際に2016年にEIAからNVWAに提出された情報に基づき、ミャンマーからチークを輸入している事業者に対する検査が行われ、最終的には罰金が科せられた³⁷。

④ 検査の実施

NVWAのEUTR担当官は検査官に対し、設定した評価基準適用のトレーニングを行い、選定した船荷（事業者ごとに複数）に対する検査を実施する。個々の年にはターゲット国の法制度についてのみトレーニングを行い、その国からの船荷についてしか検査を行わない。しかし、何年もやってきたため、検査官はすでに多くの国の法制度について知識を持つようになってきたとのことであった（NVWA 2019年ヒアリング）。

検査はまず当該事業者のデューデリジェンスシステム（DDS）のマニュアルの有無や内容を確認し、次に検査対象の船荷について、情報収集、リスク評価、リスク低減措置がそのマニュアルどおりに行われているか確認する。当該企業の他の船荷については検査対象外である。

必要であればドイツハンブルグのThünen研究所、AgroIsolabにサンプルを送り、樹種の確認、安定同位体による産地の確認を行っている。2019年には、ブラジル産の植林チーク製として輸入されたテーブルについて、安定同位体で産地を同定したところ、ミャンマー産チークであることが判明したケースがあった（NVWA 2019年ヒアリング）。なお、ベルギーの管轄官庁も2019年夏から合板について、DNAによる樹種の確認を始めた（FEDUSTRIA 2019年ヒアリング）。

³⁷ EUTR News – March 2017 to March 2018 <<https://www.clientearth.org/eutr-news-march-2017-to-march-2018/>>

⑤ 検査の実績

NVWA はこれまで、輸入事業者（オペレーター）のみを対象として検査を行ってきたが、2020 年には国内の森林からの木材生産事業者に対する検査を行う予定とのことであった（NVWA 2019 年ヒアリング）。税関からのデータから、輸入事業者は約 4,900 事業者であると把握している一方、国産材の事業者（オペレーター）は約 100 事業者と推定している。

NVWA は、2015 年～2019 年の約 4 年間にのべ 200 社近い事業者に対して検査を行ってきた（表 5.2）。NVWA はこれまで、ミャンマー、ブラジル、ガボン、コンゴ共和国、カメルーンからの木材輸入事業者に対して、デューデリジェンスが適切に行われていない、NVWA からの要求にもかかわらず伐採地までのサプライチェーンの情報を示すことができなかつた等の理由で、罰金の支払いを命じている。ミャンマーおよびカメルーンのケースは裁判になったが、NVWA が課した罰金（それぞれ立米あたり 2 万ユーロ、1,800 ユーロ）は妥当であるとの判決が下されている³⁸。

また NVWA は、デンマーク、ベルギーなど他の EU 加盟国の管轄官庁との共同検査も実施している（NVWA 2019 年ヒアリング）。2019 年 12 月にはスロベニアとチェコを経由してオランダに輸入されたミャンマー産チークの摘発が行われた³⁹。

Control Union 社によれば、近年 EU 各国で EUTR の検査が厳しくなり、それに応じて木材輸入事業者が原産国へ合法的に伐採されたこと確認できる書類などを求めるようになったため、西アフリカや中国のサプライヤーは EUTR で何が要求されているかを理解するようになってきた（2019 年ヒアリング）。また VVNH のいくつかの加盟企業は、合法性の確認が困難な中国からの木材輸入を停止した（VVNH 2019 年ヒアリング）。

³⁸ EUTR News – March 2017 to March 2018 前掲

³⁹ Briefing Note for the Competent Authorities(CA) implementing the EU Timber Regulation December 2019–January 2020 <https://ec.europa.eu/environment/forests/pdf/EUTR_Briefing_note_Dec_2019-Jan_2020.pdf>、Malavika Vyawahare <<https://news.mongabay.com/2019/12/tainted-timber-from-myanmar-widely-used-in-yachts-seized-in-the-netherlands/>>

表 5.2 オランダの管轄官庁による事業者検査実績

期間	長さ (月)	検査した事業者数	デューデリジェ ンスシステムの 不備の指摘	改善 要求	裁 判	他の罰則
2015年3月- 2017年2月	24	62(再調査も含 めのべ74回検 査)(注1)	-	28	0	0
2017年3-5月	3	10	0			
2017年6-11月	6	20	5			5(書面によ る警告4、 差止1)
2017年12月- 2018年6月	7	47	12	6		6
2018年7-12月	6	29	8	5	1	3
2019年1-6月	6	26	13	10		3
合計(注2)	52	194	38	49	1	17

出典：世界自然保全モニタリングセンター（2017, 2018a, 2018b, 2019a, 2019b）⁴⁰、欧州委員会（2018）⁴¹。

注1：重複を含む

⁴⁰ UNEP-WCMC. (2017) "Overview of Competent Authority EU Timber Regulation Checks, March-May 2017. Statistics of Checks Performed by EU Member States and EEA Countries to Enforce the Implementation of the EU Timber Regulation." Cambridge, UK.
 ———. (2018a) "Overview of Competent Authority EU Timber Regulation Checks, December 2017-June 2018. Statistics of Checks Performed by EU Member States and EEA Countries to Enforce the Implementation of the EU Timber Regulation." Cambridge, UK.
 ———. (2018b) "Overview of Competent Authority EU Timber Regulation Checks, June-November 2017. Statistics of Checks Performed by EU Member States and EEA Countries to Enforce the EU Timber Regulation Implementation of The." Cambridge, UK.
 ———. (2019a) "Overview of Competent Authority EU Timber Regulation Checks, January-June 2019. Statistics of Checks Performed by EU Member States and EEA Countries to Enforce the EU Timber Regulation Implementation of The."
 ———. (2019b) "Overview of Competent Authority EU Timber Regulation Checks, July-November 2018. Statistics of Checks Performed by EU Member States and EEA Countries to Enforce the EU Timber Regulation Implementation of The." Cambridge, UK.

⁴¹ European Commission. (2018) "Report From the Commission to The European Parliament and the Council. Regulation (EU) No 995/2010 of the European Parliament and of the Council of 20 October 2010 Laying down the Obligations of Operators Who Place Timber and Timber Products on the Market." Official Journal of the European Union. <http://ec.europa.eu/eurostat/statistics-explained/index.php/Wood_products_-_production_and_trade>

EU 域内の取引業者（トレーダー）については税関データが使えないため、NVWA は国内に何社ぐらい取引業者が存在するのかを含め現状を把握できておらず、取引業者を検査するためには新たなルールが必要であると考えているとのことであった（NVWA 2019 年ヒアリング）。ただし世界自然保全モニタリングセンター⁴²によれば、2017 年に 2 社の取引業者に対する検査が行われている。

⑥ 管轄官庁の情報収集

NVWA はこれまで、デンマーク、ベルギー、イギリス、ドイツの管轄官庁、ブラジル（環境・再生可能天然資源院：IBAMA）、米国（魚類野生生物局：FWS）の関係機関と情報交換を行ってきた。また NVWA など EU 各国の管轄官庁は 2 か月ごとに会合を持ち、生産国の情報などについての情報交換をしている。さらに Forest Trends が主催する TREE meeting にも参加し、世界各国の管轄官庁と情報交換を行っている（NVWA 2019 年ヒアリング）。

（2）監視団体

NVWA によれば、オランダでは現在、約 15 の事業者が監視団体（Monitoring Organization：MO）によるサービスを受けている（2019 年ヒアリング）。オランダで現在活動している監視団体は、Zwolle 市に本部を置く Control Union Certifications 社（以下 Control Union 社）のみである。Control Union 社によれば、過去 5 年間、ドイツ、オランダ、ベルギーを中心に、スペイン、フィンランドなど数十社の事業者が監視団体としてのサービスを提供している（2019 年ヒアリング）。

Control Union 社は、監視団体としてのサービスとして、WoodTrack⁴³というシステムを提供している。契約した木材輸入事業者に対し、数ヶ月から 1 年以上にわたり、Due Diligence のために必要な情報やトレーニング（マニュアル、チェックリストの提供を含む）を提供し、毎年 1 回確認を行う。契約した木材輸入事業者が WoodTrack Portal というサイトに自社の集めた合法性関連文章をアップロードすると、Control Union 社によるリスク評価を受け、どのようなリスク低減措置が必要かの情報提供を受けることができる。最終的に、監視団体のサポートを受けたという通告が管轄官庁に対して行われる。EUTR を満たすためには多くの情報収集を必要とするが、WoodTrack システムでは、各生産国において特にどの情報の収集が重要か、またどのようにリスク低減を行うべきかというガイダンスが提供されており、Control Union 社としては、EUTR のためのグッドプラクティスとは自社の WoodTrack システムを使うことと自負している。一方、デューデリジェンスのための情報サイトとして広く参照されている NEPCOM Sourcing Hub⁴⁴はリスク情報を提供しているが、リスク低減の情報

⁴² UNEP-WCMC (2018b) 前掲

⁴³ <https://woodtrack.eu/>

⁴⁴ <https://www.nepcon.org/sourcinghub>

が少なく、どれくらいデューデリジェンスをすれば十分なのかなどの情報は提供されない、とのことであった（Control Union 社 2019 年ヒアリング）。また Control Union 社は EUTR の監視団体としてのサービスのほか、FSC や PEFC 認証、TLV（Timber Legality Verification）合法性確認制度の審査や、生産国のサプライヤーがその国の法規の下で合法的に木材を生産していることについての検証サービスも提供している。FSC や PEFC 認証の審査では審査対象の企業に対しどのように改善すべきかについてのガイダンスは行わないが、EUTR の監視団体として契約する場合はそのようなガイダンスも行うという点が異なっているということであった。

業界団体であるオランダ木材輸入協会（VVNH）も監視団体として TimberChecker⁴⁵を設立し、2013 年に申請して 2016 年に登録された⁴⁶が、利益相反の問題⁴⁷などがあり、現在では監視団体としてのサービスは行っておらず、VVNH の加盟事業者への情報提供サービスを行っている（VVNH 2019 年ヒアリング）。

現状ではオランダやベルギーの木材輸入事業者の多くは監視団体を利用していないが、その理由としては、以下の点が挙げられた。

- 監視団体契約の費用が高い。
- 監視団体と契約していても管轄官庁による検査がなくなるわけではない。むしろ契約すると、監視団体による確認によって問題が発見された場合、管轄官庁に通報されてしまうリスクを持つことになり、費用対効果がみあわない（NVWA 2019 年ヒアリング）。ただし監視団体である Control Union 社自身は、監視団体による確認を受ければ、管轄官庁からリスクが低い事業者であると認識されるメリットがあると主張していた（2019 年ヒアリング）。
- そもそもリスク懸念国からの輸入が少なくなっているため、専門的な知識によって確認を必要とする機会が減少している。
- オランダでは管轄官庁による検査の頻度が低いので、多くの木材輸入事業者は検査を受けるリスクを感じていない（Control Union 2019 年ヒアリング）。
- 生産国の制度や執行状況については監視団体よりも自社の方が豊富な知見を持っており、監視団体のサポートは必要ない（D 社 2019 年ヒアリング）。

一方で、大手の事業者の一部は、監視団体として登録されている事業者を監視団体としてではなくコンサルタントとして契約している。このような契約では海外からの木材輸入のデューデリジェンスに問題があった場合でも、管轄官庁に報告されるリスクはないと認識

⁴⁵ <http://timberchecker.nl/>

⁴⁶ <https://ec.europa.eu/environment/forests/pdf/mos/TimberChecker.pdf>

⁴⁷ 欧州委員会委任規則（EU）No. 363/2012 第 8 条

されている（NVWA 2019 年ヒアリング、NNVH 2019 年ヒアリング）。

5-4-3 ODA

オランダ政府は、スイス、デンマーク政府や民間企業とともに、持続可能な貿易イニシアチブ（Sustainable Trade Initiative / Initiatief Duurzame Handel: IDH）を 2008 年に設立した。IDH は 2011～2017 年には主に森林認証、持続可能な農作物（大豆、パームオイルなど）認証の普及を推進するプロジェクトを行っていた。特にガーナ、インドネシア、スリナム、アマゾン地域で持続可能な森林管理を推進する官民連携のプログラムを行ってきた。またオランダ政府は、ボリビア、ブラジル、コロンビアの森林セクターに対する支援も行ってきた。IDH は 2013 年には、持続可能に管理された森林からの木材の EU 域内における需要を高めるための組織である欧州持続可能な熱帯材連合（European Sustainable Tropical Timber Coalition: STTC）を設立した。STTC はオランダを含む EU 各国の公共調達において、持続的に管理された木材のみを調達できるように支援を行ってきた。

しかしながら、近年の IDH に対する成果評価の結果、森林認証や持続可能なパームオイルの認証などの普及といった、認証を使ったアプローチは森林減少抑制に必ずしも効果的ではなかったと結論され、2017 年以降、IDH はランドスケープアプローチによる取組に方針転換を行った。これは従来行ってきた EU のマーケットにおける認証普及の取組に加え、熱帯諸国における保護区域の森林維持の強化、実際の森林減少の主体となっている小農との協業を含む。例えばブラジルのマットグロッソ州において、州政府、大企業（木材、牛肉）、先住民コミュニティなどのステークホルダーを巻き込んだプロジェクトを行っている。また持続的に生産された農林産物の EU への輸出のみならず、ブラジル国内の消費拡大にも取り組んでいる。また小農の既存の農地の土地生産性の向上、生産物の多様化支援なども行っている（STTC 2019 年ヒアリング）。

IDH の方針転換の結果、STTC は現在、熱帯材のデータベース構築と情報共有に注力しており、例えばマーケットでよく知られていない熱帯樹種のデータベースを作るなどして、熱帯林の持続可能な経営が行われている択伐コンセッションの経営改善に寄与しようとしている。STTC は EU 各国（オランダ、ベルギー、フランス、ドイツ、イタリア、スペイン、イギリス）の木材業界団体との情報交換も多く、知見が深い。また STTC は EU 内の NGO とも情報交換を行っている。例えばグリーンピースは、以前はいかなる熱帯材の輸入も認めるべきではないという主張をしていたが、STTC がむしろ持続的に管理された森林からの木材のみを積極的に輸入することが熱帯林の保全につながると説得した結果、現在は認証材なら容認するという立場が変わった。一方、北欧の一部 NGO は現在でもいかなる熱帯材の輸入も認めるべきではないとの主張を続けている（STTC 2019 年ヒアリング）。

5-5 民間の取組

5-5-1 業界団体

業界団体の取組については、オランダ木材貿易協会だけでなく、ベルギー織物、木材、家具事業者連盟に対するヒアリングを行った。またオランダ木材貿易協会からは、加盟団体となっているヨーロッパ木材輸入事業者連合についても情報を得た。

(1) オランダ木材貿易協会

オランダ木材貿易協会（Netherlands Timber Trade Association：VVNH）は製材、木質パネルの輸入を行っているオランダの事業者の団体で、加盟企業は約 120 社である。製材と木質パネルについては VVNH の加盟企業の輸入量がオランダの輸入量の約 65% を占める（VVNH 2019 年ヒアリング）。

前述のようにオランダ政府は 2004 年に木材調達政策を導入したが、VVNH はその前年（2003 年）に持続的に管理された森林からの認証材利用を増加させるという方針を定め、2010 年には全加盟企業の入荷量の 50%、2020 年には 100% を認証材にするという目標を立てて取り組んできた。このため全加盟企業に対し、毎年、全入荷量と認証材（FSC および PEFC）の割合の報告、それを増加させるための行動計画の提出を求めてきた。これらの報告を行わない事業者は除名される（STTC 2019 年ヒアリング）。加盟企業からの入荷量データによると、現在 VVNH の加盟企業が輸入した木材のなかで認証材が占める割合は 2019 年現在 9 割を超えている（VVNH 2019 年ヒアリング）。残った部分について、各事業者によるデューデリジェンスが必要となる。

前述のように VVNH は TimberChecker⁴⁸ を設立したが監視団体としては機能させず、2013 年に作成したデューデリジェンスシステム（加盟企業にのみ公開）を加盟企業に提供させている。図 5.13 にそのフローチャートを示す。フローチャートでは、例えば生産国の汚職度指数を基準に、デューデリジェンスで確認すべき情報の量が異なる。またこのデューデリジェンスシステムの検証は第三者機関に行わせることを推奨している（VVNH 2019 年ヒアリング）。

VVNH 加盟事業者は、原産地や樹種の確認は書類ベース（Chain of Custody）で行っている。現在までのところ、DNA、安定同位体、ブロックチェーン等の技術を樹種や産地同定に用いている事業者はオランダ国内にはいないということであった。VVNH は、加盟企業が違法材の輸入をしていることが裁判官によって証明された場合、1 回目は警告、2 回目は連盟への罰金の支払い、3 回目は除名措置をとるとしている。しかしこれまで 3 件の判決が出

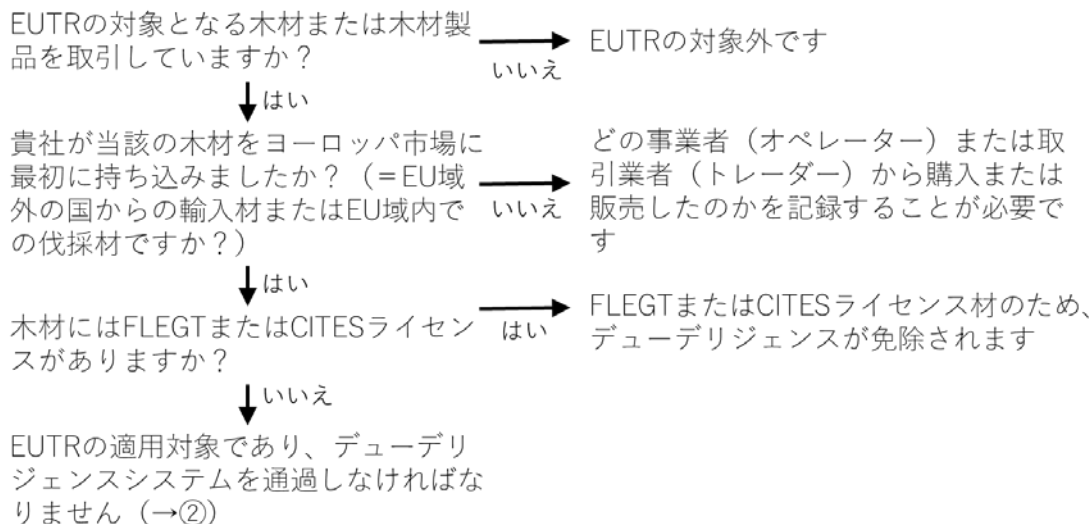
⁴⁸ <http://timberchecker.nl/>

たが、それらはデューデリジェンスシステムの不備や、トレーサビリティの問題に対する NVWA の執行を認めるものであって、違法材が輸入されたこと自体を認めた判決ではないため、VVNH が実際にこれらの処置を取ったことはないとのことであった（VVNH 2019 年ヒアリング）。

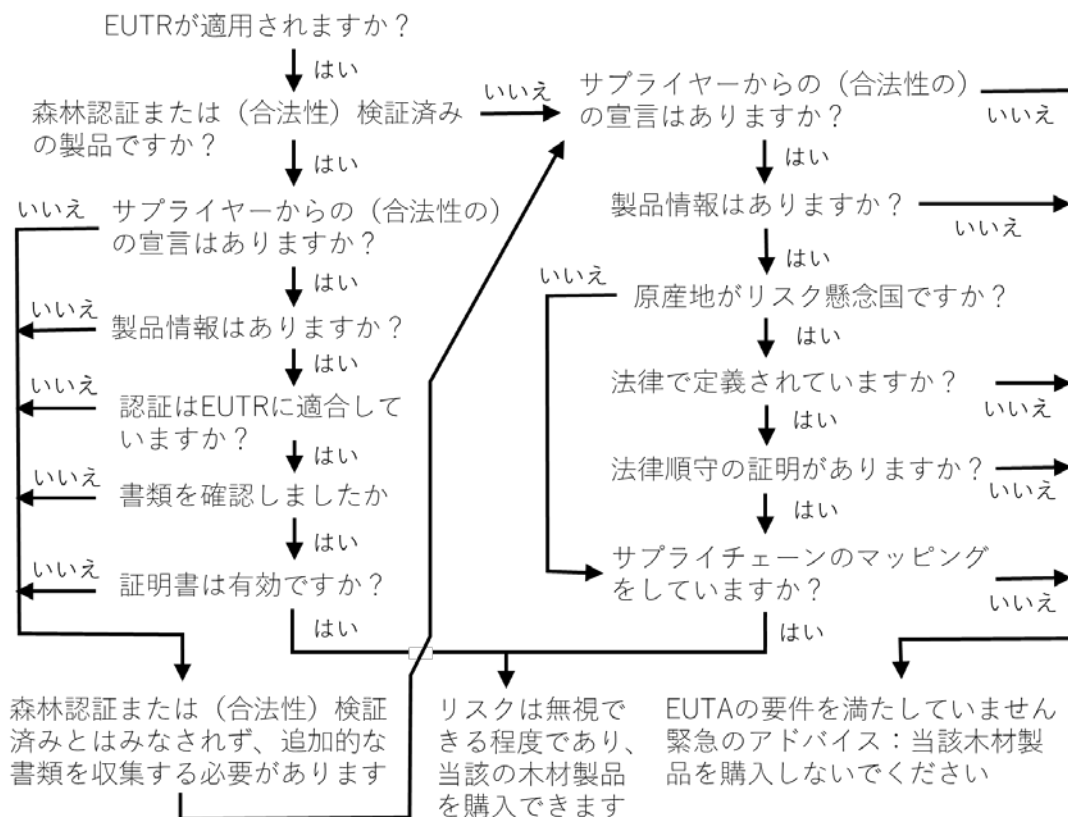
欧州委員会は EUTR をどのように改正すべきかについてのオンラインステークホルダー協議を 2018 年秋～2019 年 9 月に実施した。VVNH は、EUTR の対象となる木材製品をより広範なものにするべきであるという意見を提出した（VVNH 2019 年ヒアリング）。

図 5.13 TimberChecker のデューデリジェンスシステムのフローチャート

①デューデリジェンスの最初のステップは、EUTRが貴社と貴社の木材製品に適用されるかどうかを決定することです。



②EUTRを遵守するには、どのステップをたどる必要がありますか？



(オランダ語の原文を翻訳)

(2) ベルギー織物、木材、家具事業者連盟⁴⁹

ベルギーの木材輸入事業者の業界団体であるベルギー織物、木材、家具事業者連盟（Belgian federation of the textile, wood and furniture industries：FEDUSTRIA）によれば、加盟企業のうち 35 社が木材・木材製品の輸入を行っている。家具、建具、ドアなどの製造事業者は FEDUSTRIA 加盟企業だが、紙・パルプ製造事業者は加盟企業ではない。加盟企業によるベルギーの市場シェアは把握していない。FEDUSTRIA は以下の 3 つの部会を持っており、全体会合とともに、部会単位での会合を開催している。複数の部会に属する事業者も存在する（FEDUSTRIA 2019 年ヒアリング）。

- 広葉樹製材品：アフリカ、ブラジルなどからの輸入
- 針葉樹製材品：EU 域内、カナダ、米国、ロシアなどからの輸入
- 木質パネル：東南アジア、ブラジル、中国などからの輸入

FEDUSTRIA は加盟企業に対し、合法材のみを扱う行動規範へのサインを義務付けている。かつて CITES 違反（樹種名の偽装）を行った企業が FEDUSTRIA に加盟しようとしたが、メンバー間の協議でこれを認めなかったことがある。また FEDUSTRIA は加盟企業に対し、認証材利用を増加するという方針に対する署名も求めているが、特に数値目標は決めておらず、進捗状況のデータ収集なども行っていない（FEDUSTRIA 2019 年ヒアリング）。

FEDUSTRIA は他国の業界団体、ETTF、STTC、ATIBT などを通じて情報収集をし、加盟企業に提供している。また加盟企業のデューデリジェンスに資するため、2017～2018 年にガボン、カメルーン、中央アフリカ共和国、コートジボワール、コンゴ共和国、コンゴ民主共和国の 6 カ国についてカントリーシート（非公開）を作成・提供した。カントリーシートでは各国でどのような情報を集めるのが特に重要かを示している。作成には外部の専門家を雇用した（FEDUSTRIA 2019 年ヒアリング）。2017 年頃まではカントリーシートに記載された書類を収集するだけでベルギーの管轄官庁の検査に十分対応できたが、2017 年以降ベルギーの管轄官庁の検査方針が強化され、このカントリーシートで情報を集めるのはデューデリジェンスの 3 段階の内、情報の収集に過ぎず、事業者はさらにリスク分析、リスク低減措置を行わなければならないという方針が示された（D 社 2019 年ヒアリング）。

また FEDUSTRIA は家具輸入事業者も加盟企業に含むが、木材に比べ家具の方が合法性の証明は難しく、加盟企業には認証（FSC、PEFC）製品を取り扱うようにアドバイスしているとのことであった。

これまでのところ、FEDUSTRIA 加盟企業は原産地や樹種の確認は書類ベース（Chain of

⁴⁹ <https://www.fedustria.be/>

Custody) で行っている。しかし FEDUSTRIA はブロックチェーン技術を持っているベルギーの会社と将来の導入可能性を検討する予定とのことであった (FEDUSTRIA 2019 年ヒアリング)。

(3) ヨーロッパ木材輸入事業者連合

ETTF (European Timber Trade Federation⁵⁰: ETTF) はオランダ、ドイツ、イギリス、スペインの木材貿易協会を会員とする団体で、以前はオランダに本部を置いていたが、2019 年 4 月にドイツに移転した (VVNH 2019 年ヒアリング)。ETTF は 2012 年に NEPCon の協力のもとにデューデリジェンスシステムのガイド「ETTF Due Diligence System⁵¹」を作成し、公開している⁵²。TimberChecker のデューデリジェンスシステムはこれを参考に行っている (VVNH 2019 年ヒアリング)。

⁵⁰ <https://www.ettf.info/>

⁵¹ https://www.ettf.info/sites/default/files/ettf_due-diligence-system-document_dec2012.pdf

⁵² <https://www.nepcon.org/newsroom/new-due-diligence-tools-european-timber-traders-0>

表 5.3 ETTF Due Diligence System の構成

名称	内容
Due Diligence System	ETTF Due Diligence System のガイドライン
Annex 1: Responsible Purchasing policy Template	事業者が ETTF Due Diligence System を使う際にサインする誓約書のテンプレート
Annex 2: Communications Protocol	ETTF Due Diligence System を使うことの発表方法の注意
Annex 3: Supplier consent letter template	事業者からサプライヤーに出す手紙のテンプレート。事業者が誓約書（Supplier Consent and Information Form）へのサインと、商品の情報を EXCEL フォームに記載して報告することを求める。調達先を事業者に開示したくない場合は第三者検証制度を用いてもよい。
Annex 4: Stepwise Process Flowchart	ETTF Due Diligence System のフローチャート
Annex 5: Risk Assessment Guide	リスク評価ガイド
Annex 6: Species List	過去に違法伐採が報告された樹種名とその一般名のリスト
Supplier Management Form	サプライヤーからの情報の収集と管理のための EXCEL テンプレート
Supplier Information Form	Supplier Management Form に記載する情報が不十分なサプライヤーから追加的な情報収集を行うための EXCEL テンプレート
Due Diligence Manual Template	事業者が自社のデューデリジェンスマニュアルを作成するためのテンプレート

5-5-2 事業者

オランダの 3 事業者、ベルギーの 1 事業者に対するヒアリングを行った。以下の記述内容はそれぞれ各社へのヒアリングに基づく。

(1) A ホールディングス (A 社)

① 基本情報

A ホールディングスは 9 つの会社から構成されるが、そのうち主に製材品の輸入を行っている A 社を訪問してヒアリングを行った。当ホールディングスの最も古い会社は 1797 年設立であり、A 社は 1889 年に設立された。A 社以外の当ホールディングス傘下の企業は針葉樹材や木質パネルの輸入を主に行っている。

当ホールディングスは 103 事業所を要し、2018 年の利益は 4,950 万ユーロ。2018 年には 80 万 m³、7.2 億ユーロの木材を輸入した。輸入しているのは製材品、合板などであり、原木の輸入は行っていない。このうち A 社は毎年 3.5 万 m³ の木材を入荷している。98%は Hardwood（オランダでは cedar もこれに含まれるとのことであった）である。

当ホールディングス全体のサプライヤー数は約 40 社であり、主な輸入先は以下のとおりである。

- ガボン、コンゴ共和国、カメルーン：全て FSC 認証材。アフリカ産の Frake (*Terminalia superba*) を A 社がフィンランドに輸入し、高熱乾燥加工製材 (Thermally modified timber) に加工し、オランダに輸入している例もある。
- ブラジル：2018 年の輸入量はわずか。非認証材を含む。
- インドネシア：全て FLEGT ライセンス材。
- マレーシア：全て FSC または PEFC 認証材。
- 中国：全て FSC 認証材。3 社のサプライヤーからユーカリ、ポプラの合板、モールディングなど。
- ロシア：全て FSC 認証材。
- その他：米国、カナダ、NZ、チリ、ウルグアイ

ベトナム、ミャンマーからは輸入していない。ただし取引業者（トレーダー）として、オランダ国内の他の事業者から FSC 認証チークを調達している。

② デューデリジェンスシステム

合法性の確認は、傘下の 9 社それぞれではなく、当ホールディングスとして行い、監査会社である SGS から転職してきたスタッフが担当している。当ホールディングスはオランダの木材・木製品輸入会社の中では大手であり、不正などあった場合、メディアに報道されやすいため、デューデリジェンスは丁寧に行っている。

サプライヤーごとの情報を EXCEL 上で管理し、合法性の根拠となる情報や書類のコピーをリンクさせてデューデリジェンスの管理を行っている。

(A) 情報収集

当ホールディングスでは全てのサプライヤーに対し、契約前に、EUTR の合法性基準を満たした木材を供給する、必要に応じて追加的情報（森林管理計画、年間森林管理計画、伐採エリアの地図、伐採許可、伐採計画など）を提供するという書面にサインをさせている。実際にサプライヤーから森林コンセッション、工場、運送業者などの情報を年 1 回収集している。

また、サプライヤーに対して、インボイスに加えて各国の政府機関からの許可証や森林認証の証明書を提出させている。森林認証以外にも、Control Union の TLV (Timber Legality Verification)、SGS の Timber Legality & Traceability, Verification (TLTV)、Bureau Veritas の OLB (Origin Legal Bois/Verified legal timber) などの第三者合法性確認証明も使っている。

トランスペアレンシー・インターナショナルの腐敗認識指数 (CPI) が低い伐採国 (ガボン、コンゴ共和国、カメルーンなど) からの木材製品については、FSC 認証材であっても、追加的情報の提出をサプライヤーに要求している。

(B) リスク評価

当ホールディングスは、サプライヤー・樹種ごとにリスク評価を行っている。リスク評価のための情報の収集は NEPCom Sourcing Hub を主に利用し、各生産国からどのような文書が入手可能かを確認している。他に EIA、global witness、グリーンピースなどの NGO のレポートも確認している。

なお、インドネシアからの木材については FLEGT によって欧州委員会が合法性を担保しており、追加的な措置は必要ないと判断している (下記のインドネシア経由アフリカ材は除く)。

(C) リスク低減措置

当ホールディングスでは基本的にサプライチェーンの長さを短くし、伐採までのトレーサビリティを確実にすることに努力している。輸入先の国に現地駐在などは置いていないが、必要に応じてオランダから出張して現地確認を行っている。例えば、ガボンなどアフリカ3ヶ国の原木をインドネシアで窓枠フレームなどに加工されオランダに輸出されたものについて、アフリカの伐採コンセッションまで確認を行った。また、ブラジルの非認証材サプライヤーからの製材品については、現地で合法性が確認できる書類を収集している。

現在までのところ DNA、安定同位体による樹種・産地の確認は行っていない。

③ 管轄官庁による検査

オランダの EUTR 管轄官庁である NVWA による検査は 2014~2015 年頃に一度受けたが、この2年間は受けていない。その理由としては、リスクの高い樹種の輸入、リスクが高い国からの輸入を避けているからと認識している。

④ EUTR 導入による影響

オランダの国内市場では元々認証材普及の取組が進んでいたため、EUTR の導入によって

特に大きな変化はおきていないと当ホールディングスは認識している。また広葉樹は針葉樹に比べ持続的ではないというイメージがあり、近年需要は落ちているが、将来的には木材利用の環境への貢献が評価されて再度需要が上がると予想している。

(2) B社

① 基本情報

B社はオランダのユトレヒト州に所在する、フローリング材の卸事業を行っている事業者である。自社で加工はしておらず、約30年前から主に中国の製材業者から製品を輸入している。年間輸入額は1,000万USDである。製品の90%はヨーロッパオークで、年間7,000m³輸入をしている。フローリング材の中間層の部材はマツやスプルスなどの針葉樹を使っている。またMDFや、インドネシアや中国（原木の一部はソロモン諸島から）産の合板（Multiplex）も一部使用している。

② デューデリジェンスシステム

当社は中国からの木材調達について、サプライヤーからの書類による合法性証明を信用していない。中国においてはインボイスや森林認証証明書の偽造はありふれており、中国のマーケットで売られているオーク材はFSC認証材であっても信用できず、非認証材が混入されていることが多いと認識している。このため、以下に述べるようにサプライヤーとの協力関係を強化し、入荷量・出荷量のバランスを含めたモニタリングを行い、違法な木材の混入を抑制している。

EUの多くの事業者は違法伐採材対策として、合法性の根拠となる書類をサプライヤーから入手することに注力し、各国の管轄官庁もその成否を評価しているが、その方法は木材生産国でどれぐらい書類の使いまわし、偽造が横行しているかを理解していないやり方であり、違法伐採材の混入を防ぐためには必ずしも効果的ではないと認識している。当社と同様に中国から木材製品を輸入しているEUの事業者は多いが、中国のサプライヤーから提供された書類の真偽を確認することなく合法性の証明としている。例えば、当社のサプライヤーの社はイギリスの顧客に対し、当社向けの木材製品の原料の合法性証明書類をコピーし、その会社向けの木材製品の合法性証明として渡していた。

また当社は監視団体やコンサルタントを使っておらず、自社によって直接デューデリジェンスの管理を行っている。コンサルタントに依頼しても、本当に違法材混入を防止できるデューデリジェンスの方法ではなく、コンサルタント会社自身にとって費用対効果が高い方法を提案してくるので有益ではないと考えている。

(A) 情報収集

当社は、元々は中国の木材マーケットで様々なサプライヤーから商品を調達していたが、2年前から中国の5社の製材業者にサプライヤーを絞った。この5社にとっては当社が主な顧客となっているため、当社によるコントロールが効きやすい。5社のうち主なサプライヤーは大連に所在するが、当社は大連に駐在員を置き、サプライヤーの監視を行っている。

サプライヤーは中国の木材輸入問屋経由でヨーロッパオーク材（主な伐採国はフランス）を輸入してフローリングを製造しているが、当社に販売する分の原材料についてはB社とサプライヤーの共同発注とし、原材料の調達先からのインボイスや伐採国での伐採許可などの情報をすべて共有させて確認している。さらにその原材料から製造した製品は上位～下位グレードを取捨選択せず全量を同一価格で購入し、入荷量・出荷量データを比較して矛盾がないかを確認することによって、サプライヤーが他のソースから購入した低価格の違法材やその製品を混入しようとするインセンティブを抑制している。

(B) リスク評価

当社が主に取り扱っている中国で加工されたヨーロッパオーク材は、ロシア産オークなどの違法材が混入されるリスクが高いと考え、念入りなデューデリジェンスを実施している。ただしロシアから中国へのオーク材の輸出は、現在はロシア政府の取り締まりが厳しくなり減少している。また、過去10年の間にロシア産オークはヨーロッパ産オークよりも価格が高くなったので、違法に伐採されたロシア産オークが混入されるリスクはかなり減っていると考えている。

一方、合板（Multiplex）についてはすべてFSC認証材であり、低リスクと考えており、リスク低減措置などは行っていない。特にインドネシア材は欧州委員会が認めたFLEGTライセンス材であり、自社によるデューデリジェンスは不要である。またMDFはEUTRの対象外であり、デューデリジェンスの必要はない。

(C) リスク低減措置

当社のサプライヤーの製材機械は、当社が共同購入している。製材を行う際、まず原木を化学処理した後、煮て、製材し、冷却させるが、この製材の際に、製材機械の種類ごとに特徴的な切断面になる。当社は共同購入した製材機械で製造した木材製品の切断面の特徴を把握しており、他の製材機械で製造された木材製品が混入された場合に切断面の特徴から識別できることもある。

DNAによる分析については、木材分析会社に相談したが、時期尚早とのことで実施していない。また安定同位体による産地同定も実施していない。

当社は、以前はアフリカ、ブラジルなどからの熱帯材も輸入していたが、需要が減ったのと、サプライヤーが信頼できないため、他社への転売目的以外では現在行っていない。

③ 管轄官庁による検査

当社はこれまで、輸入している木材の合法性についてオランダの管轄官庁 (NVWA) からの指摘を受けたことはない。

④ EUTR による影響

当社はオランダの市場において EUTR 導入の影響はまだ限定的で、特に変化は起きていないと認識している。オランダの事業者の多くは EUTR を気にしていない。多くの事業者は小規模であり、管轄官庁はスタッフ数に対する仕事量が多すぎ、事業者の検査数が少ないことがその原因である。オランダにおける EUTR の定着にはなお時間を要すると考えている。

⑤ その他

当社は、欧州委員会は中国などの海外のサプライヤーの入荷量・出荷量のチェックなどの検査を行い、問題がないサプライヤーにはなんらかの認定を与えるようにすることが望ましいと考えている。そういった認定サプライヤーのリストなどがあると木材輸入事業者が違法伐採対策に取り組む際に有益と考えている。現在はオランダの木材輸入事業者間でも、どのサプライヤーが違法性のリスクが低いかという情報は共有されていない。

また EUTR は規則が細かすぎ、すべて遵守するのは不可能に近く、かえって虚偽の書類を蔓延させている。このため EUTR は規制対象を絞り、合法性を確保することを強化し、違法伐採抑制に実際に効果を上げるように運用されるべきであると考えている。

(3) C社

① 基本情報

C社は1961年創業で、主にフローリング製造用のヨーロッパオーク材の輸入・卸売事業を行っている。販売量の70%はフローリング製造会社向けで、残りは家具製造会社向けである。小売りは行っていない。ヨーロッパオークのフローリングは依然としてEUで人気がある。当社の主な販売先は、以前はオランダ国内の木材関連業者であったが、各社のEU各国への移出に従い、当社の販売先もオランダからEU域内へと拡大してきた。

当社が取り扱っている木材の98%はヨーロッパオーク材で、他はセイヨウトネリコなど

である。丸太換算⁵³で年間6~8万m³の木材製品を入荷しているが、その50%はEU内（フランス8割、ドイツ2割）、残り50%はEU域外（ウクライナ89%：3万m³、他にロシアなど）から調達している。B社とは異なり、中国からは輸入していない。またフランス、ドイツの木材はほぼすべてPEFC認証材である。

当社は以下の3拠点を持つ。

- オランダ本社

ウクライナ、フランス支社からの製品を販売。サプライヤーからの直接購入は行っていない。オランダにおけるフローリング材の販売量は年間2万m³である。

- フランス支社

20-30年前に設立。10近いサプライヤー（製材工場）から製材品を入荷するほか、自社の2つの製材工場でも加工を行っている。製品の一部をオランダの本社に送る他、自らも販売を行っている。原材料の50~60%はフランス国立森林公社（Office national des forêts：ONF）管理の国有林・公有林から供給され、残りは地域の原木市場から調達されている。

- ウクライナ支社

12年前に設立し、5年前に規模を拡大した。5つの集材チームによってウクライナ国内の30~40のサプライヤー（製材工場）から製材品を調達しているほか、自社の製材工場でも製材を行っている。全量をオランダの本社に送っており、ウクライナ国内での販売は行っていない。オランダに輸入する際は、税関によってインボイス、梱包リスト、原産地証明、防腐・防蟻処理証明書などがチェックされる。ウクライナのサプライヤーのほとんどは民間企業である。原木はウクライナ西部の民有林、公有林の両者から供給されている。公有林からはオークション形式で原木が販売される。

当社の調達先のうち、デューデリジェンスが必要となるのはウクライナから輸入している木材であるが、当社はEUTRの導入以前の15~20年前からウクライナ産材について現地情報の収集を含むデューデリジェンスを行い、Control Union社による第三者合法性確認を受けるとともに、PEFCのCoC認証を取得している。

現在の売上の内、40%は認証材、60%は非認証材として販売している。原木の供給源の内、フランスとドイツは認証林由来だが、ウクライナは非認証林由来である。ウクライナにはPEFC認証材のサプライヤーは存在せず、FSC認証材は国営製材会社のみであり、認証材を調達することは難しい。しかし当社が販売をする際には、フランス・ドイツ産の認証林由来オーク材製品とウクライナ産の非認証林由来オーク材製品の総量に対し、認証材の占める

⁵³ なお扱っているフローリング材の丸太換算率は30~40%とのことであった

割合分について認証材として販売する権利を得るボリュームクレジット方式を採り⁵⁴、このことによってウクライナ産オークの一部も認証材として販売することを可能としている。ボリュームクレジット方式は15～20年前から存在し、ウクライナ産オークの方がフランス・ドイツ産よりも品質が良く（年輪が詰まっている、節が少ない）、認証材として販売したいため、この手法を用いている。しかしこの手法を用いるためには、ウクライナ産木材についても PEFC の管理材（＝合法材）としての認証を受けることが要件となっているため Control Union 社による第三者合法性確認を受けている。

このような取組のため、当社は EUTR 導入以前からデューデリジェンスシステムを持ち、運用しており、EUTR に対応して特に追加的にすべきことはなく、EUTR の基準を満たすことは容易であった。

② デューデリジェンスシステム

(A) 情報収集

当社のウクライナ支社は、ウクライナ国内のサプライヤーの製材工場に、契約の前に合法的に伐採された木材であるという誓約書を書かせている。また製品の伐採許可証なども提出させている。

ウクライナ支社からオランダ本社への輸出の際にはウクライナ森林局によってもチェックを受け、原産地証明書が交付される。この原産地証明書を合法性の根拠としている。

(B) リスク評価

当社は、支社をウクライナ国内に置いてサプライヤーをよく把握し、以下のリスク低減措置で説明するようにウクライナ国内で合法性を確認してからオランダに輸入しているため、ウクライナのサプライヤーから直接木材を輸入している EU 内の同業他社に比べ、違法材の混入リスクを低減することができていると考えている。

なおウクライナ産木材の中では、小規模な私有林由来の木材は、特に合法性の確認が難しいと認識している。

(C) リスク低減措置

ウクライナでは国立林業イノベーション・分析センター（Forest Innovation and Analysis Centre：LIAC）⁵⁵が全国の立木、原木の輸送、製材工場の入荷に関し、データを収集し、オ

⁵⁴ PEFC 2015 年 CoC 基準 < http://www.pefcasia.org/images/2017/04/PEFC_ST_2002_2013_J_2nd.pdf >

⁵⁵ <https://www.ukrforest.com/>

オンラインデータベースで管理している⁵⁶。当社のウクライナ支社はウクライナ国内のサプライヤーに提出させた伐採許可証の妥当性を LIAC に確認してもらっている。このプロセスは少なくとも 8 年前から実施している。ウクライナの違法伐採はしばしば NGO などの批判を受けているが、LIAC が各製材所の入荷量と出荷量をモニタリングしているので、ウクライナ国内で違法材を大量に調達できない状況になってきていると考えている。

③ 管轄官庁の検査

当社は、これまで、オランダの管轄官庁から問い合わせを受けたことも、検査を受けたこともない。PEFC の審査は毎年あり、当社の取引全量はその審査対象となっているのがその理由かもしれないと考えている。

(4) D 社

① 基本情報

D 社はベルギーのウェスト＝フランドレン州に所在する、EU 最大規模の無垢材輸入事業者である。1883 年に創立され、当初は馬車製造を行っていたが、木材輸入業に業種転換した。顧客はベルギー、オランダ、フランスなどの大規模取引業者であり、小売りは行っていない。

当社は主に製材品の輸入を行っており、他にドア、窓枠、フローリング、ウッドデッキなども取り扱っている。原木輸入は全体量の 1% 以下で、コンゴからの輸入を行っている⁵⁷。木質パネルの輸入は行っていない。扱っている木材はほとんどが天然木で、植林木はラジアタパインぐらいである。植林木のプランテーションはモノカルチャーで病害虫に弱く、環境に良くないと考えている。輸入は全量、アントウェルペン (=アントワープ) 港を通して行っている。現在も取引のあるサプライヤー数は約 200 で、上位 10 社からの調達量が全体量の 33% を占める。

全輸入量は年間 14 万 m³ で、内訳は以下のとおりである。

量ベース

- 針葉樹：EU (スウェーデン、フィンランド、ノルウェー)、ロシア：60%
- 広葉樹：ブラジル、西アフリカ、東南アジア：30%
- 米国産広葉樹＋針葉樹：10%

価格ベース

- 針葉樹：40%

⁵⁶ <https://www.ukrforest.com/eod>

⁵⁷ ただし貯木場にはカメルーン、コートジボワール、ガボンなどからの原木も置いてあった。以前輸入したものと説明を受けた。

- 広葉樹：60-70%

主な輸入先は以下のとおりである。

- フィンランド、スウェーデン、ノルウェー：ほとんど全て認証材。
- 西アフリカ（カメルーン、コートジボワール、ガーナ、ガボン）：

以前はコンゴ共和国、コンゴ民主共和国からも輸入していたが、合法性を確保することが困難なため現在は輸入をしていない。認証材が 60-70%を占める。ただし事業者（オペレーター）として直接輸入している分の中では 70-80%。取引業者（トレーダー）として EU 域内の他社から購入している分の中ではもっと低い割合である。アフリカのサプライヤー（製材所）はそれぞれ 3, 4 の伐採コンセッションから原料調達をしており、さらにそれぞれの伐採コンセッションは 25 年間ローテーションの択伐をおこなっていて、規模が大きい。
- 南米（ほとんどはブラジル。他にペルー、ボリビア）：

デッキ材などを輸入している。ブラジルでは CoC 認証製材工場数が少なく、ブラジル産材のうち認証材は 40-50%ぐらいである。またブラジルの伐採コンセッションはアフリカに比べ規模が小さいため、船荷ごとに様々なコンセッションからの木材が混ざる。このため西アフリカ産材に比べ、ブラジル産材は合法性の確認が難しい。
- インドネシア：

インドネシアの木材は全て FLEGT ライセンス材だが、特にデッキ材用のメルバウは FSC 材を輸入している。
- マレーシア：

メルポー、セラヤ、DUC（Dark Uniform Color）などを輸入している。すべて PEFC 認証材である。森林管理区（FMU）やコントラクターの伐採業者まで確認しようとしているが、難しい。
- 米国：広葉樹はすべて非認証材である。小規模な私有地からの出材が多い。
- その他：カナダ、ロシア

針葉樹については 100% 認証材を輸入している。なお中国、ベトナムからは輸入していない。以前はミャンマーからもチークを輸入していたが、現在は停止している（(c)リスク低減参照）。

② デューデリジェンスシステム

当社は、取り扱う製品ごとのリスク低減措置の必要性を以下のように理解している。

- CITES 輸出許可証、FLEGT ライセンス材（インドネシア材）：グリーンレーン（＝デューデリジェンス必要なし）。
- FSC、PEFC 認証材、OLB（Origin Legal Bois/Verified legal timber）合法性確認材：デュ

ーデリジェンスが必要。

- その他：デュエデリジェンスが必要。

全輸入量の内、非認証材など 1.3 万 m³ について自社でデュエデリジェンスをおこなっており、そのために年間 15 万ユーロを使っている。2 か月ごとに社内会議を行い、サプライヤーごとに合法性を評価している。基準に満たなければ取引停止としている。なお 2025 年までには全量を認証材としたいと考えている。

また業界団体の FEDUSTRIA とは週に 2-3 回の頻度で情報交換を行っている。伐採国の情報については監視団体よりもよく知っているという自信があり、監視団体による確認は依頼していない。むしろ監視団体の Control Union 社が伐採国の情報について当社に問い合わせに来たことがあった。

(A) リスク評価

当社はリスク評価のための情報の収集は NEPCon Sourcing Hub を主に利用しているが、情報量が多すぎるために使いづらいと感じている。WRI が構築した Open Timber Portal⁵⁸も、「サプライヤーのコンセッションが伐採許可などの書類を取得しているか」の確認などに使っている。他にも Forest Plus（軍用の衛星画像のプラットフォーム）、Global Traceability⁵⁹ のデータを参考にすることもある。なおリスク評価の基準として、腐敗認識指数（CPI）⁶⁰ が広く用いられるのは、CPI が低い国のサプライヤーに対して不公平で適切ではないと考えている。また FSC、PEFC 認証材（インドネシア、マレーシア、アフリカ）については、デュエデリジェンスの対象であると認識しているが、リスクが低いとして実際には追加的な確認を行っていないことが多い。

(B) リスク低減措置

国別の措置

- ブラジル

ブラジルには当社のエンジニアが駐在しており、合法性確認の業務も担当している。ブラジル材について、ベルギーの管轄官庁からは、ブラジル政府からの「木材製品輸送許可書 (GF3)」のみでは合法性の根拠として不十分と言われており、IBAMA（ブラジル環境・再生可能天然資源院）からデータをもらい、合法性の根拠としてサプライヤーから提供された情

⁵⁸ カメルーン、コンゴ共和国、コンゴ人民共和国の伐採事業者が、各種許可証や森林認証の取得状況を提供する情報プラットフォーム

⁵⁹ <https://www.global-traceability.com/>

⁶⁰ EU 木材規則に関する欧州委員会のガイダンス文書第 4 章において、伐採国政府が交付した公文書の信頼性を考慮する際の情報源の一つとして挙げられている。

報の確認を行っている。また丸太のサイズや樹種などを確認し、サプライヤーからの報告と齟齬がないかの確認を行っている。さらにブラジル政府のサイトから、サプライヤーごとの禁輸措置情報をチェックし、該当していたらなぜ禁輸措置になっているかを調べ、深刻な問題であれば取引を停止している。

- 西アフリカ

ベルギーの管轄官庁からの指示に従い、非認証材についてはすべての船荷について、外部の検査会社に年一回、現地で合法性確認をさせている。その費用は認証材と非認証材の価格差と同程度かかっている。

なお一部のサプライヤーは当社による合法性確認の結果を、FSC や OLB に申請するのに活用している。

- ミャンマー

当社は以前はミャンマーチークも輸入していたが、現在は停止している。ベルギーの管轄官庁はミャンマーチークについて、ミャンマー木材公社 (Myanmar Timber Enterprise : MTE) からの書類では合法性の証明にならないと言明し、切り株までのトレサビリティを求めているが、現在のミャンマーの制度では製材品ではそこまでトレスバックすることは不可能である。

種名・産地の確認

当社は木材から産地を特定する手法として、特殊レンズによって材の中のカビやバクテリアを撮影し、同定するソフトを IBM と共同開発しようとしている。この技術はすでにブランド品のカバンの真贋判定、オリーブオイル、偽薬 (アスピリンなど)、リカー (ウイスキーなど) などに用いられている。

③ 管轄官庁による検査

ベルギーの管轄官庁の検査は事業者 (オペレーター) としては何度も受けている。当社は大手であり、NGO のレポートで常に名前を出されるためと思われる。ベルギーには 6,000 事業者がいるにも関わらず、いつも当社を含めた大手 6 社が検査対象となっている。なお取引業者 (トレーダー) として EU 域内の他事業者から調達した木材について管轄官庁の検査を受けたことはない。

ベルギーは元々 EUTR の執行が弱かったため、NGO などから「違法木材の EU への抜け穴(loophole)」と批判され、欧州委員会からの勧告に基づき 2017 年から管轄官庁の取り締まりが厳しくなった。

また、ベルギーの監督官庁は、アントウェルペン港の税関データをもとにベルギーの事業者に対して検査を行っているが、アントウェルペン港は、オランダ、ドイツの木材輸入事業者も木材輸入に利用している。にもかかわらず、彼らはベルギーの管轄官庁の検査対象になっていない。また家具輸入事業者も検査対象となっていないが、将来は検査対象になるだろうと言われている。

④ EUTR 導入による影響

EUTR に対応するため、世界中の情報を収集するのに非常に手間がかかる。その結果、新しいサプライヤーから木材を買わなくなり、取引先が固定化するようになり、ブラジルなどのサプライヤーとのパートナーシップ関係が強化された。業界全体では EUTR の導入の影響で木材輸入事業者は減少し、EU 域内産の木材の使用が増えた。一方で、合法性が怪しい木材の取引は減った。特にイギリスでは EUTR の執行基準が厳しく、数事業者は自社での輸入を止め、取引業者として当社が輸入した製材品を購入するようになった。しかしベルギーの管轄官庁の検査基準も厳しくなっており、今後どうなるかはわからない。また Brexit の結果どうなるかも不明である。

⑤ その他

当社の卸先には、原産国、樹種名を提供している。特にイギリスの事業者に対してはブラジルの認証材について、製材工場の情報まで提供している。

海外のサプライヤーに対し、自社でデューデリジェンスを行うのはコストがかかるので、他社と共同で実施できるとよい。欧州委員会はアフリカなどのサプライヤーの森林認証取得支援などにより資金を使ってほしい。また、木材輸入事業者の検査ではなく、FLEGT VPA 国を増やすことに力を入れてほしいと考えている。

